

○小田原市市民活動推進条例施行規則

平成 15 年 7 月 1 日規則第 45 号

改正 平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号

平成 27 年 11 月 27 日規則第 55 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市市民活動推進条例（平成 15 年小田原市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 15 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(登録申請書等)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項の申請は、市民活動団体登録申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録することの適否を決定するとともに、市民活動団体登録（不登録）通知書（様式第 2 号）により申請のあった団体に通知するものとする。この場合において、登録団体として登録しない旨を通知するときは、その理由を当該通知書に記載するものとする。

3 市長は、申請のあった団体を前項の規定により登録すると決定したときは、当該団体を市民活動団体登録簿（様式第 3 号）に登録するものとする。

4 登録団体は、その登録の内容に変更があったとき又は解散したときは、登録内容変更・解散届（様式第 4 号）により市長に届け出るものとする。

5 市長は、登録団体の登録を取り消した場合は、登録取消通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

(書類等の公開)

第 4 条 前条第 3 項に規定する市民活動団体登録簿、条例第 11 条に規定する書類等は、事務所における備付けその他市長が定める方法により公開するものとする。

(市民活動推進委員会)

第 5 条 小田原市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の事務は、市長が定める職員が処理する。

(委任)

第10条 第5条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月27日規則第55号)

この規則は、平成27年11月28日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。